

栃木県警察本部庁舎消防計画の制定について（例規通達）

（平成21年 8 月26日）

（ 栃 会 第 5 号 ）

消防法（昭和23年法律第186号）の一部の改正により、同法に基づいて規定する消防計画については、火災のみならず地震その他の災害の予防を含めて作成することと改正されたことに伴い、別添のとおり「栃木県警察本部庁舎消防計画」を定め、平成21年 9 月 1 日から実施することとなったので、所属職員に周知されたい。

別添

栃木県警察本部庁舎消防計画

目次

第1章 総則

第1節 計画の目的等（第1条－第4条）

第2節 防火・防災管理者等（第5条－第9条）

第2章 予防的事項

第1節 共通的事項（第10条－第19条）

第2節 出火防止措置等（第20条－第22条）

第3節 地震による被害の軽減措置等（第23条－第26条）

第3章 応急対策的事項

第1節 共通的事項（第27条－第30条）

第2節 火災対応（第31条－第35条）

第3節 地震対応（第36条－第52条）

第4節 警戒宣言が発せられた場合の対策（第53条－第62条）

第5節 その他の災害についての対応（第63条）

第4章 教育訓練

第1節 職員等の教育（第64条－第68条）

第2節 訓練の実施（第69条－第73条）

第5章 雑則（第74条）

第1章 総則

第1節 計画の目的等

（目的）

第1条 この計画は、消防法（昭和23年法律第186号）、消防法施行令（昭和36年政令第37号。）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第16号）の規定に基づき、消防・防災に関して別に定めのあるもののほか、栃木県警察本部庁舎（以下「庁舎」という。）にお

ける防火・防災管理業務及び自衛消防組織についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全・被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画の適用範囲は、庁舎に入庁する職員（栃木県警察職員、関東管区警察局栃木県情報通信部職員、警察共済組合栃木県支部職員、財団法人栃木県警友会職員等をいう。）、記者クラブ員、庁舎の維持管理、清掃サービス、その他の業務に従事する者（以下「職員等」という。）とする。

(被害想定)

第3条 この計画の作成及び変更に際しては、別表第1の被害想定を作成し、当該被害想定に対応した対策を記載するものとする。

(計画の見直し)

第4条 栃木県警察本部長（以下「本部長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、この計画の見直しを行わせるものとする。

- (1) 組織改編、人事異動、防火対象物の変更等、消防計画の記載事項に変更が生じたとき。
- (2) 類似した防火対象物からの火災及び火災以外の災害事例が発生し、現状の計画では対処できないとき。
- (3) 災害又は訓練による検証等により、計画の変更が必要な事項が判明したとき。
- (4) 新たな災害予防対策ができたとき。
- (5) その他、本部長が必要と認めたとき。

第2節 防火・防災管理者等

(管理権原者)

第5条 庁舎の管理権原者は本部長とし、庁舎の防火・防災管理業務について、管理的又は監督的な立場から全ての権原を有するものとする。

- 2 管理権原者は、防火・防災管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を、防火・防災管理者として選任して、防火・防災管理業務を行わせるものとする。
- 3 管理権原者は、消防計画を作成又は変更するに当たり、必要な指示を行うものとする。
- 4 管理権原者は、防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修するものとする。
- 5 管理権原者は、防火・防災管理について、当直室に設置された各種防災機器（防災監視盤、火災警報機、エレベータ監視盤、防災動力制御、緊急ガス遮断弁操作盤等をいう。）により、庁舎内を監視するとともに、自衛消防活動体制を確立し、維持するものとする。

(防火・防災管理者)

第6条 庁舎に防火・防災管理者を置き、警務部会計課長の職にある者をもって充てる。

- 2 防火・防災管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 消防計画の作成及び変更
 - (2) 自衛消防組織に係る事項
 - (3) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施

- (4) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理
- (5) 火災予防上の自主検査・点検の実施と監督
- (6) 防災管理上の自主検査・点検の実施
- (7) 防火対象物の法定点検（防火対象物点検・防災管理点検）等の立会い
- (8) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い
- (9) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (10) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (11) 収容人員の適正管理
- (12) 地震時における収容物等の転倒・落下・移動防止等の安全対策
- (13) 職員等に対する防災教育の実施
- (14) 管理権原者への提案や報告
- (15) 放火防止対策の推進
- (16) 災害活動の拠点となる警務部会計課施設室（以下「施設室」という。）に災害活動上必要な情報の集約
- (17) 前各号に掲げるもののほか、防火・防災に関する必要な事項
（防火・防災担当者）

第7条 防火・防災管理者の業務を補佐するため、防火・防災担当者を置き、施設室管財係員をもって充てる。

2 防火・防災担当者は、職員等と連絡調整を図り、庁舎の防火・防災業務を行うものとする。

（消防機関との連絡）

第8条 管理権原者又は防火・防災管理者は、次に掲げる業務について、消防機関への報告、届出又は連絡を行わなければならない。

(1) 管理権原者が行うもの

ア 防火・防災管理者を定めたとき、又はこれを変更したときの届出

イ 消防計画を作成したとき、又は次に掲げる事項を変更したときの届出

(ア) 管理権原者又は防火・防災管理者の変更

(イ) 自衛消防組織に関する事項の大幅な変更

(ウ) 用途の変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火・防災上の構造に関する事項の変更

ウ 自衛消防組織を置いたとき、又は変更したときの届出

(2) 防火・防災管理者が行うもの。

ア 自衛消防訓練の実施時における消防機関への事前通報

イ 喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込が禁止されている場所において、やむを得ずこれらの行為を行う場合の申請

ウ 防火対象物の点検結果報告書の作成及び報告（毎年実施）

エ 防災管理点検の点検結果報告書の作成及び報告（毎年実施）

オ 総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書の作成及び報告（毎年実施）

カ 建物及び諸設備の設置又は変更を行うときの事前連絡及び法令に基づく諸手続きの実施

(防火・防災管理維持台帳の作成・整備及び保管)

第9条 管理権原者は、前条で報告又は届出した書類及び防火・防災管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火・防災維持管理台帳を作成し、整備及び保管するものとする。

第2章 予防的事項

第1節 共通的事項

(予防的活動)

第10条 防火・防災管理者は、庁舎の災害被害の予防的活動と自主点検・検査を行うものとする。

(各階担当者)

第11条 庁舎の担当区域内における火災予防、地震時の出火防止、被害発生・拡大防止を図るため、各階ごとに各階担当者を置き、別表第2に掲げる者をもって充てる。

2 各階担当者は、防火・防災管理者を補佐し、防火・防災担当者と連携して担当区域内の次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 防火・防災及び火気管理に関すること。

(2) 建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等、消防用設備等・特殊消防用設備等の日常の維持管理に関すること。

(3) 地震時における火気使用設備器具の安全確認に関すること。

(4) 火気関連及び閉鎖障害等に係る検査の実施に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、防火・防災管理上必要と認められること。

(自主点検・検査)

第12条 自主点検・検査は、次の表の左欄に掲げる実施区分についてそれぞれ同表の右欄に定める点検・検査員が実施するものとする。

実 施 区 分	点 検 ・ 検 査 員
建物（構造等）	施設室営繕係員
防火・避難施設	設備常駐管理等業務受託者
火気設備器具	設備常駐管理等業務受託者
電気設備	電気主任技術者・施設室営繕係員
危険物施設	危険物取扱者・施設室営繕係員

- 2 設備常駐管理等業務受託者は、年2回（5月及び11月）、別表第3の火気取締り点検着眼事項に基づき、点検・検査を行い、別記様式の消防用設備等・特殊消防用設備等点検表により結果を防火・防災管理者に報告するものとする。

（防火対象物の法定点検（防火対象物点検、防災管理点検）等）

第13条 防火対象物の法定点検等は、点検業者に委託して行う。

- 2 防火・防災管理者は、防火・防災担当者に防火対象物の点検等の実施に立ち合わせるものとする。

（消防用設備等の法定点検）

第14条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、3年毎に指名競争入札を行い、消防設備保守点検業務委託実施業者を決定して行うものとする。

- 2 防火・防災管理者は、防火・防災担当者に消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち会い又は点検業者からの詳細な報告を受けさせるものとする。

（建物等の定期検査）

第15条 建物等の定期検査を行い、建物の維持管理に努めるものとする。

- 2 防火・防災管理者は、防火・防災担当者に建物等の定期検査の点検実施時の立ち会い又は点検を行った者からの詳細な報告を受けるものとする。

（点検検査結果の記録及び報告）

第16条 防火・防災担当者は、自主点検・検査及び法定点検を行った場合は、その結果を記録し、定期的に防火・防災管理者に報告しなければならない。この場合において、防火・防災担当者は、施設又は設備等に不備・欠陥部分があった場合は、速やかに防火・防災管理者に報告するものとする。

（不備欠陥事項の改善）

第17条 防火・防災管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し、速やかに改修するものとする。

- 2 防火・防災管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立するものとする。
- 3 防火・防災管理者は、自主点検・検査及び法定点検の実施結果、並びに不備・欠陥部分の改修計画及び改修結果を管理権原者に報告するものとする。

（工事中の安全対策）

第18条 防火・防災管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立するとともに、必要に応じ「工事中の消防計画」を消防機関に届け出るものとする。

- 2 防火・防災管理者は、工事人に対して次の事項を周知し、遵守させなければならない。
- （1）溶接・溶断等、火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して、消火できる体制をとること。
- （2）工事を行う者は、防火・防災管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
- （3）工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火・防災管

理者に報告させること。

(4) 危険物等を持ち込む場合には、その都度、防火・防災管理者の承認を受けること。

(5) 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。

(6) その他防火・防災管理者の指示すること。

(避難経路図の掲出)

第19条 防火・防災管理者は、庁舎内の見やすい場所に、屋外へ通ずる避難経路を明示した避難経路図を掲出するものとする。

第2節 出火防止措置等

(火気の使用制限等)

第20条 防火・防災管理者は、次のとおり、庁舎における喫煙、火気等の使用制限を行うものとする。

(1) 喫煙の場所は、所定の喫煙コーナーに限る。

(2) 火気設備器具等の使用禁止場所は、厨房、湯沸室、火災実験・研究施設等を除く全ての場所とする。

2 職員等は、防寒のため必要があり電気式防寒器具を使用する場合は、防火・防災管理者の許可を得なければならない。

(臨時の火気使用等)

第21条 当該事業所内で、次の事項を行おうとする者は、防火・防災管理者に事前に連絡し、承認を得なければならない。

(1) 指定場所以外での喫煙又は火気を使用するとき。

(2) 各種火気設備器具を設置又は変更するとき。

(3) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき。

(4) 危険物の貯蔵、取り扱い、種類、数量等を変更するとき。

(施設に対する遵守事項)

第22条 庁舎に入庁する者（以下「入庁者」という。）は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 避難口、廊下・階段、避難通路等避難施設の機能保持

ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。

イ 床面は避難に際し、つまづき・すべり等を生じないように維持すること。

ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。

(2) 防火戸、防火シャッター等防火施設の機能保持

ア 火災が発生したときの延焼を防止し、有効な消防活動を確保するため、防火戸、防火シャッターは、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

第3節 地震による被害の軽減措置等

(建物の耐震診断等)

第23条 防火・防災管理者は、地震発生時の建築物・設備の安全性を確認するため次の措置を行うものとする。

- (1) 耐震診断等の結果をもとに地震発生時の建築物や設備の安全性を確認すること。
- (2) 第3条において定める被害想定及びそれに対応した個別の目標設定に応じた安全性が確保されていることを確認すること。
- (3) 消防用設備等が、耐震措置が維持されていることを確認すること。
- (4) 自治体が作成・公表する震災の被害予測や防災マップ等を定期的に確認し、防火対象物の存する地域の震災時の延焼、周辺建物等の危険実態の把握に努めること。

(地震時の災害防止措置)

第24条 防火・防災担当者及び各階担当者は、地震時の災害を予防するために、各種施設、設備器具の自主点検・検査に合わせ次の措置を行うものとする。

- (1) 建築物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）の倒壊、転倒、落下を防止すること。
- (2) 火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。
- (3) 火気使用設備器具等の自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査を行うこと。
- (4) 危険物施設における危険物等の転倒、落下、浸水などによる発火防止及び送油管等の緩衝装置の検査を実施すること。

(収容物等の転倒・移動・落下防止)

第25条 防火・防災管理者は、倉庫、事務室内、避難通路、出入口等のオフィス家具類等の移動・転倒及び落下防止の措置を取るよう努めるものとし、当該措置が取られていないものについては、同家具類の管理者に当該措置を取るよう指示するものとする。

(避難施設・建物損壊への対応)

第26条 防火・防災担当者及び各階担当者は、避難施設の損壊に備えて、避難経路を確保するため、防火戸や防火シャッターの閉鎖状況、エレベーターの運転制御等の状況等を確認するものとする。この場合において、特に、廊下や階段等の避難施設に面する防火戸等の状況及び避難口の解錠方式については、確実に確認しなければならない。

第3章 応急対策的事項

第1節 共通的事項

(自衛消防組織の設置及び任務)

第27条 火災及び地震等の災害発生時の被害を最小限とするために、自衛消防隊を設置する。

- 2 自衛消防隊の体制は、自衛消防隊長以下通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、応急救護班及び警戒班とし、その編成は、別表第4のとおりとする。
- 3 自衛消防隊は、自衛消防隊長の指揮を受け、火災・地震等の災害が起きた場合において次に掲げる自衛消防活動を行うものとする。

- (1) 通報連絡班

- ア 被害状況の把握、情報収集及び伝達
- イ 消防機関への通報、施設室等指定場所への連絡
- ウ 災害発生場所、被害状況等の報告

(2) 初期消火班

消火器、屋内消火栓等による初期消火

(3) 避難誘導班

- ア 在庁者への避難誘導
- イ 在庁者へのパニック防止措置
- ウ 避難状況の確認及び報告
- エ 避難器具の設定

(4) 応急救護班

救出及び負傷者に対する応急救護等の人命安全に係わる措置

(5) 警戒班

- ア 防火戸、防火シャッター等の操作
- イ 危険物、ガス、火気使用設備等に対する応急防護措置
- ウ 倒壊危険箇所の立ち入り禁止措置
- エ スプリンクラー設備等の散水による水損防止措置
- オ その他防火・防災活動上障害となる物件の除去

(活動の実施優先度)

第28条 自衛消防隊は、自衛消防隊長の命により、人命安全の確保を最優先目標とし、地震等により迅速な対応が困難な場合には、人命安全の確保を優先的に対応して活動しなければならない。

(自衛消防隊の装備)

第29条 自衛消防隊の各班の装備は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 通報連絡班

- ア 消防計画
- イ フロア図面
- ウ 非常通報連絡先一覧表
- エ 名簿（自衛消防要員）
- オ 携帯用拡声器
- カ 照明器具（懐中電灯）
- キ 情報伝達器具（トランシーバー）

(2) 初期消火班

- ア 消火器
- イ 防水シート

(3) 避難誘導班

- ア マスターキー
- イ 携帯用拡声器

ウ 照明器具（懐中電灯）

エ ロープ

オ 誘導標識（案内旗）

(4) 応急救護班

ア 応急医薬品

イ 受傷者記録用紙

(5) 警戒班

ア キー、手動ハンドル（防火シャッター、エレベーター、非常ドア）

イ 救助器具（ロープ、バール）

ウ フloor図面

2 自衛消防隊長は、装備品の管理責任者を定め、管理責任者は、装備品について次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 定期的に必要な点検を行い、常時使用できる状態で維持管理すること。

(2) 点検結果を整備記録に記録すること。

（緊急参集）

第30条 地震発生時の応急活動のための職員等の出勤、自宅待機、退庁等にかかる手順は次に掲げるところによる。

(1) 職員等は、緊急連絡網に基づき、出勤の可否を確認し、出勤可能であった場合は、随時参集すること。

(2) 出勤する場合は、交通機関を利用せず、徒歩で参集すること。

第2節 火災対応

（通報連絡）

第31条 職員等は、火災を発見したときは、消防機関（119番）に通報するとともに、施設室に火災の発生場所、状況等を速報し、周辺に火災の発生を知らせなければならない。

2 通報連絡班は、火災の場所、状況、消火活動状況等について確認を行い、自衛消防隊長及び消防機関に報告・連絡を行うものとする。

3 自衛消防隊長は、消防隊が到着した際の、消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導等の消防隊への支援を行うものとする。

（消火活動）

第32条 初期消火班は、火災が発生した場合において、初期消火に主眼を置いて活動するものとする。

（避難誘導）

第33条 避難誘導班は、庁舎内の避難者に対し、次に掲げるところにより、避難誘導を行うものとする。

(1) エレベーターによる避難は原則として行わないこと。

(2) 忘れ物等のため、再び庁舎内に入る者のないよう万全を期すこと。

(3) 避難誘導にあたっては、携帯用拡声器・懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難

者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させること。

- (4) 負傷者及び逃げ遅れ等について情報を得たときは、直ちに自衛消防隊長に連絡すること。
- (5) 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れの有無を確認し、自衛消防隊長に報告すること。
- (6) 聴覚障害者への情報伝達については文字を用いて、また外国人への情報伝達については英語を用いて行うこと。
- (7) 自力避難困難者に対しては、予め指定した介助要員が避難の支援を行うこと。
- (8) 避難及び避難誘導は、警戒班と協力して行うこと。

(応急救護)

第34条 応急救護班は、応急手当を行い、自衛消防隊長と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるよう適切な対応をするものとする。

- 2 応急救護班は、負傷者の住所・氏名・電話番号・搬送病院、負傷程度等の必要な事項を記録しなければならない。

(安全防護措置)

第35条 警戒班は、火災が発生した場合、排煙口の操作を行うとともに、防火戸、防火シャッター等の閉鎖を行うものとする。

第3節 地震対応

(地震発生時の初期対応)

第36条 地震が発生した場合は、次に掲げる安全措置を行うものとする。

- (1) 地震発生直後は、人身の安全確保を守ることを第一とし、自身の安全確保と共に周囲に身の安全確保を呼びかけること。
- (2) 火気設備器具の直近にいる従業員は、電源の遮断、燃料の遮断等の出火防止措置を行い、その状況を確認して施設室に報告すること。
- (3) 防火・防災担当者は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、その結果を施設室に報告するとともに、異常が認められた場合は、応急措置を行うこと。
- (4) 火気設備等の各設備器具は、安全を確認した後、使用すること。

(地震時の自衛消防活動の開始)

第37条 地震が発生した場合、大きな揺れがおさまったことを確認後、自衛消防隊長の判断により、直ちに自衛消防組織の活動を開始するものとする。

- 2 職員等は、被害を発見したときは速やかに、自衛消防隊長に報告しなければならない。
- 3 自衛消防隊員は、自主的に各班の任務に就くものとし、各班長は、班の活動を行うときはその活動状況を通報連絡班を通じ自衛消防隊長に報告するものとする。

(地震発生時の被害状況の確認)

第38条 自衛消防隊長は、職員等からの速報、自衛消防隊の報告等により、庁舎の被害状況を速やかに把握するものとする。

- 2 職員等は、周囲の機器、物品等の転倒、落下等の有無と異常があった場合には、自衛

消防隊長に報告しなければならない。

(地震時の連絡通報)

第39条 火災や要救助者の発生時の消防機関への通報は、原則として、通報連絡班が行う。

ただし、職員等は、通報連絡班に連絡が取れないとき、又は、緊急を要するときは、消防機関に通報するとともに、その旨を自衛消防隊に連絡するものとする。

2 通報連絡班は、情報を収集するとともに、使用可能な連絡手段を用いて、消防機関及び自衛消防組織内の連絡を行うものとする。

3 消防隊が到着した際の、消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導等の消防隊への支援は、自衛消防隊長が行うものとする。

(地震時の応急救護)

第40条 地震時の初期救助、初期救護については、次に掲げる活動を行うものとし、活動に際しては、状況に応じて、可能な限り周囲の者の協力を求めるものとする。

(1) 負傷者が発生した場合、応急手当を行うとともに、地震の被害状況により緊急を要する場合は、救護所、医療機関に搬送すること。

(2) 建物等の下敷きになっている者等救出が必要な者を発見した場合は、自衛消防隊長に速報するとともに、救出可能なときは、周囲の者と協力して救出を図ること。ただし、同時に火災が発生している場合は、原則として、消火活動を優先し、火災が広がらない状態となってから救出活動に当たること。

(3) ガラスが飛散している場合や、倒壊建物や落下物、転倒物等に挟まれたり、閉じ込められた人の救出に当たっては、状況を自衛消防隊長に報告するとともに、救出作業及び要救助者の安全を確認しながら作業を行うこと。

(4) 救助活動は、避難経路の安全を確保して実施すること。

(5) 倒壊現場付近では、消火器や水バケツ等を準備し、不測の事態に備えること。

(6) 危険が伴う救出資機材は、機器の取扱いに習熟した者が担当すること。

(7) 救出の優先順位は、原則として、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先すること。

(エレベーター停止等への対応)

第41条 地震によりエレベーターが停止し、最寄りの階に停止しなかった場合は、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 職員等がエレベーターに閉じ込められた場合は、インターホンにより当直室に閉じ込められた旨を早急に連絡するとともに、けが人の有無等を伝えること。

(2) エレベーターの閉じ込めを発見した者は、速やかに自衛消防隊長に連絡すること。

(地震による出火への対応)

第42条 地震が発生した場合は、次に掲げる出火防止措置を取るものとする。

(1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とすること。

(2) 揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる職員等は、電源、燃料等の遮断等を行うこと。

(3) 防火・防災担当者は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具、

危険物施設等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行うこと。

- 2 火災が発生した場合は、通常火災への対応を準用し、自衛消防隊長の指揮により、初期消火班を中心に迅速な対応をとるものとする。
- 3 複数箇所から出火して初期消火班の能力を超えている場合は、自衛消防隊長の指揮に従うとともに、人命に影響を及ぼす場所の火災を優先するものとする。

(避難施設・建物損壊への対応)

第43条 避難施設の損壊に備えて、警戒班を中心に次に掲げるところにより、避難経路を確保するものとする。

- (1) 物品の転倒により、防火設備の避難扉への開放ができなくなり、避難通路として使用が不可能となることがないように、周辺の物品等の管理を徹底すること。
- (2) 火災発生の際は、非常口や階段が変形・損傷して使用不能となった場合に備え、複数の避難経路を確保するとともに、避難経路を確保すること。
- (3) 火災発生の際は、消火活動と併せて、区画の損傷状況を確認の上、避難経路の安全を確保すること。

(スプリンクラー設備損壊への対応)

第44条 スプリンクラー設備の損壊を想定し、初期消火班を中心に、次に掲げるところにより初期対応を確保するものとする。

- (1) 漏水時の制御弁を閉鎖すること。
 - (2) 複数設置場所の消火器を使用すること。
 - (3) 動力消防ポンプ設備を活用すること。
- 2 スプリンクラー設備の散水による水損防止措置は、警戒班が中心となって行うものとする。

(火災発生時の区画形成)

第45条 区画損壊等を想定し、警戒班を中心に、次に掲げるところにより応急措置をとるものとする。

- (1) 建物損壊や収容物転倒などによる防火扉・シャッターが自動閉鎖しなかった場合等、手動の区画形成を行うこと。
- (2) 当該出火区画の閉鎖が困難な場合は、隣接防火戸による二次的な区画形成を行うこと。
- (3) 防火戸の煙感知器が損壊したことにより閉鎖しない場合は、手動で閉鎖し区画形成を行うこと。

(停電時の対応)

第46条 地震による停電発生を想定し、警戒班を中心に、次に掲げるところにより対応するものとする。

- (1) 停電に備え、自家発電設備、発動発電機、バッテリー等、相応の容量の非常電源を確保すること。
- (2) 夜間の停電に備え、懐中電灯等の携帯用非常用照明器具を確保・配備すること。

- (3) 不要電路の遮断等、電気配線等の破損等の火災につながる要因を排除するよう努めること。

(ガス停止時の対応)

第47条 地震によるガス停止を想定し、警戒班を中心に、火気設備等を使用する場合は、燃料の漏洩等がないか確認しなければならない。

- 2 自衛消防活動の長期化に備え、ガスボンベや灯油等の確保を行うものとする。

(断水時の対応)

第48条 地震による断水時に備え、警戒班を中心に、消防用水の容量を確保するものとする。

- 2 漏水時は速やかに閉止し、被害防止対策を取らなければならない。

- 3 自衛消防活動が長期化した場合に備え、生活用水（トイレ用を含む。）を確保するものとする。

(地震時の避難方法)

第49条 建物の被害状況等により、次に掲げる基準に基づき避難を行うものとする。

- (1) 建物の状況等の基準

ア 建物が倒壊する危険が高いとき。

イ 建物全体に危険が及ぶ強い地震発生が予想されるとき。

ウ 建物で複数階同時出火したとき、又は、出火延焼危険性が高いとき。

エ 建物内の室内散乱が激しく、余震により負傷者発生の危険性が高いとき、又は、出火・延焼の危険性が高いとき。

オ 建物内で危険物・ガスが漏出したとき、又は、漏出の危険性が高いとき。

カ 建物内の防災設備系統が作動しなくなったとき。

キ 出火階の防火区画や防火扉が破損し、火災等の危険事象が他階に波及する恐れがあるとき。

ク 都市火災が発生し、周辺の延焼危険が高くなったとき。

ケ 周辺大気中に有毒物質が漏出又は漏出するおそれの高いとき。

- (2) 全庁一斉避難（入庁者全員が同時に避難する。）

(1)の基準のアからキの事象が単独あるいは複合で発生し、危険が建物全体に短時間で波及する恐れのあるとき。

- (3) 全庁逐次避難（入庁者全員が、危険階を優先し、時間差に配慮した上で、避難する。）

(1)のアからキの事象の発生に時間の余裕があるとき、及びク、ケの事象が発生したとき。

- (4) 階（区画）避難（危険階（区画）から安全な区画へ避難する。）

(1)以外の場合に、状況に応じて実施する。

(地震時の避難誘導)

第50条 避難誘導班は、地震時に庁舎から職員等を避難させる場合には、次に掲げるものとする。

- (1) 避難は原則として自衛消防隊長からの連絡又は防災関係機関の避難命令により行う

こと。

- (2) 建物の倒壊危険等がある場合は、自衛消防隊長の指揮に基づき、入庁者を速やかに屋外に避難させ、避難完了後、自衛消防隊長に報告すること。
 - (3) 自衛消防隊長からの避難指示があるまで、入庁者を落ち着かせ、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させること。
 - (4) 自衛消防隊長との連絡が取れない場合は、前条に定める基準をもとに避難の是非を判断すること。
 - (5) 屋内の安全確保ができない場合は、救助活動等の自衛消防活動と並行して、入庁者を屋外その他の安全な場所へ避難させること。
 - (6) エレベーターによる避難は原則として行わないこと。
 - (7) 忘れ物等のため、再び入る者のないように万全を期すること。
 - (8) 避難誘導にあたっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向を知らせ、混乱の防止に留意し避難させること。
 - (9) 警戒班は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行うとともに、立入禁止区域の設定を行うこと。
 - (10) 負傷者及び逃げ遅れ等について情報を得たときは、直ちに自衛消防隊長に連絡すること。
 - (11) 避難終了後・速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れの有無を確認し、自衛消防隊長に報告すること。
 - (12) 聴覚障害者への情報伝達については文字を用いて、また外国人への情報伝達については英語を用いて行うこと。
 - (13) 自力避難困難者に対しては、予め指定した介助要員が避難の支援を行うこと。
- 2 避難誘導班は、職員等を避難場所等に避難・誘導させる場合には、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 入庁者を避難場所等に誘導するときは、避難場所（八幡山公園）までの順路、道路状況・地域の被害状況について説明すること。
 - (2) 避難する際は、原則として、車両等を使用せず全員徒歩とすること。
 - (3) 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置すること。
 - (4) 避難経路は、道路状況、地域の被害状況等を考慮し、選定すること。
 - (5) 避難する際には、警戒班がブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行うとともに自衛消防隊長にその旨を報告すること。
- （災害復旧等の活動との調整）

第51条 災害復旧作業に伴う二次災害発生防止のための措置は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 建物の点検担当者は、施設の点検を行い、亀裂や崩壊等を発見した場合は、速やかに自衛消防隊長に報告するとともに、応急措置を行うこと。
- (2) 火気使用設備器具は、安全を確認した後、使用を再開すること。

- (3) 各点検、検査員等は、地震後速やかに消防用設備等点検を実施し、異常の有無を自衛消防隊長に報告するものとし、点検の結果、使用不能な消防用設備等があった場合は、必要により代替え、増強を図ること。
- (4) 防火・防災担当者は、点検の結果、応急措置の内容及び使用制限の内容について自衛消防隊長に報告すること。
- 2 震災後の二次災害発生を防止するために、各階担当者は、次に掲げる措置を行うものとする。
 - (1) 火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行うこと。
 - (2) 危険物物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立入禁止措置を行うこと。
- 3 二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておくものとする。

(建物の使用再開時の措置)

第52条 防火・防災管理者は、復旧又は建物を使用再開しようとするときは、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 復旧作業に係る工事人に対する出火防止等の教育を徹底すること。
- (2) 復旧作業に係る立入禁止区域を指定するとともに、職員等に周知徹底すること。
- (3) 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに、監視を強化すること。
- (4) 復旧工事に伴い、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にするとともに職員等に周知徹底させること。

第4節 警戒宣言が発せられた場合の対策

(警戒宣言が発せられた場合の自衛消防組織)

第53条 自衛消防隊は、内閣総理大臣から地震災害に関する警戒宣言が発せられた場合には、自衛消防隊長の指揮を受け、次に掲げる編成及び活動を行うものとする。

- (1) 通報連絡班は、情報収集班として編成し、警備情報、テレビ、ラジオ、関係機関等による情報収集を行うこと。
- (2) 初期消火班及び警戒班は、点検班として編成し、転倒・落下防止に係る措置の再確認を行うこと。
- (3) 避難誘導班は、平常時と同様の編成とし、避難誘導に係る措置の再確認を行うこと。
- (4) 応急救護班は、応急措置班として編成し、危険箇所の補強及び整備の再確認を行うこと。

(東海地震注意情報の報告等)

第54条 東海地震注意情報の発表を知った職員等は、直ちに防火・防災管理者等に報告するものとする。

- 2 報告を受けた防火・防災管理者は、警備情報、テレビ・ラジオを通じて情報確認の上、本計画に基づく必要な措置をとるものとする。

(自衛消防隊に対する指示等)

第55条 防火・防災管理者は、各自衛消防隊員等に対し、警戒宣言が発せられた場合の措置、第54条に定める任務分担等必要事項を伝達指示する。

(入庁者に対する情報伝達)

第56条 入庁者に対し、放送設備により、東海地震注意情報について、別に定める放送文例をもって伝達するものとする。

(警備等実施)

第57条 管理権原者は、警戒宣言が発せられた場合、別に定める「東海地震に伴う警備実施計画」により、災害警備に関する業務の推進を図り、治安維持に資するものとする。

2 防火・防災管理者は、警戒宣言が発せられた場合は、庁舎において、次に掲げる地震対策を行うものとする。

- (1) 緊急点検、被害防止措置等の進行管理に関すること。
- (2) 計画に定められた事項のうち、重大な内容の臨時的変更に関すること。
- (3) 計画に定められた事項以外の重要事項の決定に関すること。
- (4) 自衛消防隊及び職員等に対する指示・命令に関すること。

(入庁者に対する警戒宣言が発せられた場合の伝達等)

第58条 自衛消防隊長は、警戒宣言が発せられた場合、職員等に対して、放送設備により、別に定める放送文例をもって伝達するものとする。

(在館者に対する警戒宣言が発せられた場合の伝達)

第59条 入庁者に対する警戒宣言が発せられた場合の伝達は、別に定める放送文例により非常放送を行うものとする。

(誘導案内)

第60条 避難誘導班は、携帯用拡声器、ロープ等を携行し、勤務場所で待機し、必要により、混乱防止を主眼に適切な誘導、案内を行うものとする。

2 避難誘導は、混乱を防止するために、原則として、避難階に近い階層より順次行うものとする。

(火気使用の中止等)

第61条 警戒宣言が発せられた場合は、庁内の全ての場所を禁煙とするほか、火気設備器具等の使用を原則として中止し、やむを得ず使用する場合は、防火・防災管理者の承認を得て必ず職員等に監視させ、直ちに消火できる体制を講じておくものとする。

2 危険物の取り扱いは直ちに中止し、やむを得ず取り扱う場合は、防火・防災管理者の承認を得て出火防止等の安全対策を講じた上で行うものとする。

(工事及び高所作業の中止)

第62条 防火・防災管理者は、警戒宣言が発せられた場合は、建築工事及び窓拭きその他の高所作業を行うものに対して、工事資機材の安全措置を施して工事等を中止させなければならない。

第5節 その他に災害についての対応

(その他の災害についての対応)

第63条 大規模事故・テロ等による毒性物質の発散等があり、在館者の迅速かつ円滑な避難等が必要な場合は、火災・地震時の通報連絡及び避難誘導活動に準じて関係機関への通報連絡及び避難誘導を実施するものとする。

第4章 教育訓練

第1節 職員等の教育

(防火・防災管理者の教育)

第64条 防火・防災管理者は、常に防災に関する教育及び自己啓発を心掛けるものとする。

2 管理権原者は、防火・防災管理者に対して、消防本部及び消防署を置く市町村において実施する講習及び再講習を受けさせるものとする。

3 防火・防災管理者は、防火・防災に関する講習会等に定期的に参加するとともに、職員等に対する防火・防災講習等を随時開催するものとする。

(自衛消防隊員の教育)

第65条 自衛消防隊員は、自衛消防組織による活動の全体像及び各役割の活動についての教育を受けるとともに、計画的に技術取得・維持のための訓練を実施するものとする。

(職員等の教育)

第66条 職員等に対する教育は、防火・防災担当者が実施するものとする。

2 防火・防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、概ね次の項目について行うものとする。

(1) 消防計画について

(2) 職員等の守るべき事項について

(3) 火災発生時の対応について

(4) 地震時、その他の災害等の対応について

(5) 防火・防災管理マニュアルの徹底に関すること。

(6) その他火災予防上及び自衛消防上必要な事項

(ポスター、パンフレットの作成及び掲示)

第67条 防火・防災管理者は、パンフレットその他の資料を作成するとともに、消防機関から配布されるポスターを見やすい場所に掲示し、防火・防災思想の普及を図るものとする。

(防火・防災担当者への教育)

第68条 防火・防災担当者及び自衛消防隊各班長は、講習受講等を通じ、専門知識の習得に努めるものとする。

第2節 訓練の実施

(訓練の実施)

第69条 防火・防災管理者は、火災、地震等の災害が発生した場合、自衛消防隊が迅速、かつ的確に所定の行動ができるように自衛消防訓練を実施するものとする。

(訓練の実施時期)

第70条 防火・防災管理者は、庁舎内独自に、又は消防機関の協力を受けて、次に掲げる訓練を行うものとする。

(1) 訓練の実施時期

ア 個別訓練

- ・消火訓練（随時）
- ・通報訓練（随時）
- ・避難訓練（火災の避難訓練、地震の避難訓練）
- ・その他の訓練

イ 総合訓練

(2) 防火・防災管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施に当たらせること。

(3) 訓練の参加者

ア 自衛消防隊員

イ 職員等の中から、参加できる者

(4) 庁舎全体で実施する訓練に参加する。

（訓練の通知）

第71条 防火・防災管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」等により所轄消防署に通報し、実施日時、訓練内容等について、自衛消防隊員に周知徹底するものとする。

（訓練の内容）

第72条 訓練は、別に作成する実施要領に基づき実施するものとする。

（訓練結果の検討）

第73条 防火・防災管理者は、自衛消防訓練終了後、直ちに訓練実施結果について検討会を開催するとともに、その内容の記録を行い、以後の訓練に反映させるものとする。

第5章 雑則

第74条 職員は、地震、その他の災害が発生し、又は発生しようとしているときは、この計画の規定に係わらず、地域における公共の安全と秩序の維持を第一の使命として当たらなければならない。